

# 長崎県建設リサイクルガイドライン

令和4年12月改訂

長 崎 県



# 目 次

1. 目的	1
2. 対象事業	1
3. 実施事項	1

## 別添及び様式等

別添 1	リサイクル計画書（概略設計・予備設計）
別添 2	リサイクル計画書（詳細設計）
別添 3	リサイクル計画書（積算段階）
別添 4	リサイクル阻害要因説明書（当初・変更）
別添 5	再利用計画書
様式 1	再生資源利用計画書（実施書）
様式 2	再生資源利用促進計画書（実施書）
様式 3	再資源化等報告書
様式 4	通知書
	別表（様式 1・イ）
	別表（様式 2・ロ）
別紙	契約書添付様式

## <参考>

別紙 1	ガイドラインフロー図
別紙 2	建設副産物処理チェックリスト
別紙 3	用語の解説
別紙 4	再生資源利用[利用促進]計画書・実施書の記入要領



## 1. 目的

「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）に定める実施計画の取り組み及び目標達成のためには、建設工事の設計・計画段階から実施の各段階においてリサイクル計画を検討・チェックすることにより、資源循環等に対する公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインは、リサイクル計画書及び阻害要因説明書の作成、建設副産物実態調査の実施など、建設事業の計画から設計、積算、完了の各段階における具体的な実施事項を取りまとめたものである。

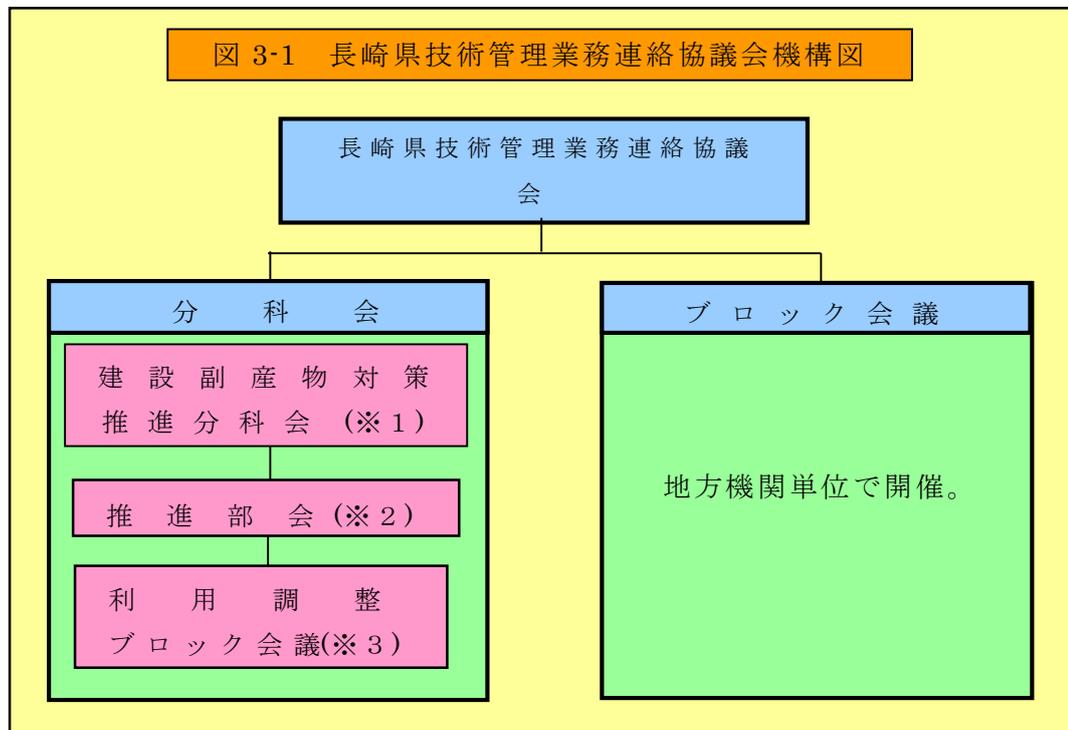
## 2. 対象事業

長崎県が行う建設工事等(受託事業を含む)を対象とする。

## 3. 実施事項

### (1) 体制の整備

目的の達成に向けた対象工事を実施する本庁・地方機関（以下「各機関」という。）は、資源循環等に積極的に取り組むため、「長崎県建設副産物対策推進分科会推進部会」（以下、「推進部会」という。）及び「長崎県建設副産物対策推進分科会利用調整ブロック会議」（以下、「利用調整ブロック会議」という。）を設置し、建設副産物の発生・利用等に関する情報の収集・提供、調整を行う体制を整備する（図3-1）。



※1 建設副産物対策推進分科会

建設工事の円滑な推進を図るため、建設副産物の情報の収集提供、利用・活用調整、その他必要な協議調整を行うことを目的とし、民間も含めた調整等を行う。

※2 推進部会

建設副産物対策推進分科会と同様の目的で、公共工事における協議調整を行う。

※3 利用調整ブロック会議

建設副産物対策推進分科会と同様の目的で、県内の各振興局等单位で開催する。

(2) 適用時期

本ガイドラインにおいて定める、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書等の作成に関する適用開始時期は(表3-1)のとおりとする。

表 3-1 適用される工事

作成様式名	適用工事	備 考
リサイクル計画書	平成 16 年 7 月 1 日以降に起工した委託業務	工事の設計に係るすべての委託業務を対象とする。(※1)
リサイクル阻害要因説明書	平成 16 年 7 月 1 日以降に起工した委託業務	同上。(※1)
再利用計画書	平成 16 年 7 月 1 日以降に起工した委託業務	同上。(※1)
再生資源利用計画書 (実施書)		請負金額が 500 万円以上の工事。 または、建設リサイクル法(表 3-2)(※2)やリサイクル法(表 3-3)(※3)の対象工事。
再生資源利用促進計画書 (実施書)		請負金額が 500 万円以上の工事。 または、建設リサイクル法(表 3-2)(※2)やリサイクル法(表 3-4)(※3)の対象工事。
再資源化等報告書	平成 14 年 5 月 30 日以降に契約した工事	建設リサイクル法の対象工事。 (表 3-2 に記載している規模以上でかつ、表 3-5 に記載している特定建設資材廃棄物を搬出または表 3-6 に記載している特定建設資材を使用する工事)。
通知書	平成 14 年 5 月 30 日以降に契約した工事	同上。
別紙	平成 14 年 5 月 30 日以降に契約した工事	同上。

※1 リサイクル計画書、リサイクル阻害要因説明書及び再利用計画書の作成は、委託を行わない場合には設計を行った担当者が作成する。

- ※2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ※3 資源の有効な利用の促進に関する法律

表 3-2 建設リサイクル法の対象建設工事規模基準

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体	延べ床面積 80 m <sup>2</sup> 以上
建築物の新築・増築	延べ床面積 500 m <sup>2</sup> 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1億円以上
その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円以上

表 3-3 リサイクル法に基づく、再生資源利用計画の作成対象建設工事規模基準

搬入する建設資材の種類	規 模 の 基 準
土砂	500 m <sup>3</sup> 以上
砕石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

表 3-4 リサイクル法に基づく、再生資源利用促進計画の作成対象建設工事規模基準

搬出する建設資材の種類	規 模 の 基 準
建設発生土	500 m <sup>3</sup> 以上
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材	重量の合計 200 t 以上

表 3-5 特定建設資材廃棄物

特定建設資材廃棄物	詳 細
コンクリート	コンクリート塊
アスファルト	アスファルト・コンクリート塊
木材製品 ※注 1	建設発生木材

※注 1 木材製品について

工事に伴う伐採材、伐木材、除根材は特定建設資材廃棄物には該当しない。  
また、維持管理に伴う伐採材等は建設廃棄物には該当しないため、再生資源利用[促進]計画書（実施書）に記載しないこと。

表 3-6 特定建設資材

特定建設資材	詳 細
コンクリート ※注 1	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄及びコンクリートからなる建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄筋鉄骨コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート ※注 2	アスファルト混合物
木材 ※注 3	木材製品

※注 1 コンクリートについて

モルタル・セメントペーストは、特定建設資材に該当しない。

※注 2 アスファルト・コンクリートについて

防水工等に用いられるブローンアスファルト、ストレートアスファルトは特定建設資材に該当しない。

※注 3 木材について

植樹工に用いる樹木や植生工に用いる種子、草本類は特定建設資材に該当しない。特定建設資材に該当しない再生資材を使用する場合は、再生資源利用[促進]計画書（実施書）ではその他の建設資材に記載すること。

### (3) 建設リサイクルに関する様式等の取りまとめ

各機関は、リサイクル状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

#### 1) リサイクル計画書の作成（別添1、別添2、別添3）

##### ① 目的

建設副産物の発生抑制・再利用・再資源化等の方針・実施状況等を把握する。

##### ② 作成時期及び作成者

###### a 設計業務（概略設計、予備設計）委託の実施時点

- ・ 業務成果として、設計者（設計業務の受注者）がリサイクル計画書（概略設計・予備設計）＜別添1＞を作成する。
- ・ 概略設計、予備設計委託時に作成するリサイクル計画書（概略設計・予備設計）＜別添1＞については、工事実施時におけるリサイクル計画の基本方針を定めるものとし、それ以降の設計・積算・施工に反映させる。

###### b 設計業務（詳細設計、実施設計）委託の実施時点

- ・ 業務成果として、設計者（設計業務の受注者）がリサイクル計画書（詳細設計・実施設計）＜別添2＞を作成する。
- ・ 詳細設計、実施設計委託時に作成するリサイクル計画書（詳細設計・実施設計）＜別添2＞については、積算に反映されるよう具体的に数値を記すものとする。
- ・ 発注者は、リサイクル計画書（概略設計・予備設計）＜別添1＞において決定した基本方針が、リサイクル計画書（詳細設計・実施設計）＜別添2＞に反映されているか確認を行う。

###### c 設計・積算の実施時点

- ・ 各機関の当該工事担当者は、設計業務（詳細設計、実施設計）委託時に作成されたリサイクル計画書（詳細設計・実施設計）＜別添2＞について、積算内容と相違点がないか確認し、相違点がある場合にはリサイクル計画書（積算段階）＜別添3＞を作成する。
- ・ 相違点がない場合にはリサイクル計画書（積算段階）＜別添3＞は作成しない。

#### 2) リサイクル阻害要因説明書の作成（別添4）

##### ① 目的

設計業務（詳細設計、実施設計）委託の発注時に、リサイクル計画書（詳細設計・実施設計）＜別添2＞の「再生資源利用率」、「再資源化率」及び「再資源化・縮減率」（以下「リサイクル率」という。）が、アクションプログラムに定める目標値に達しない場合、その原因を把握することを目的として作成する。

② 作成時期及び作成者

a 設計業務（詳細設計、実施設計）委託の実施時点（当初）

業務成果として設計者（設計業務の受注者）が、アクションプログラムに定めるリサイクル率に達しない場合、その原因を把握し作成する。

b 工事施工段階における作成（変更）

工事施工時のリサイクル率が、**積算時点のリサイクル率と比較して10%以上**下がった場合には、工事施工段階において担当者が再度作成する。

3) 再利用計画書の作成（別添5）

① 目的

設計業務（詳細設計、実施設計）委託の発注時に、建設副産物を再利用する場合、その利用方法等について状況を把握するために作成する。

② 作成時期及び作成者

設計業務（詳細設計、実施設計）の受注者が、建設副産物を再利用する場合に作成する。

4) 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）の作成（様式1、様式2）

① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握することを目的として作成する。

- ・ 建設資材を搬入する場合：再生資源利用計画書（実施書）
- ・ 建設副産物を搬出する場合：再生資源利用促進計画書（実施書）

② 作成時期及び作成者

a 共通仕様書（各機関）

各機関は、直接工事を請け負った建設工事業業者（以下、「受注者」という。）に対し、再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手前）及び再生資源利用〔促進〕実施書（完成時）による報告を共通仕様書により指示する。

b 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）

受注者は、請負金額500万円以上の場合は、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、工事着手前・完成時に様式1及び様式2を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出する。

また、請負金額500万円未満でリサイクル法の対象工事の場合は、工事着手前・完成時に作成し、提出する。工事完成後5年間保管する。

請負金額500万円未満で建築物の解体等を行う建設リサイクル法の対象工事の場合は、工事着手前・完成時に作成し、提出する。

実施状況の報告は、様式1及び2によるものとし、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。

## 5) 再資源化等報告書の作成 (様式3)

### ① 目的

特定建設資材廃棄物を搬出した場合、再資源化等が適正に実施されたか確認を行うことを目的として受注者より発注者へ報告を行う。

### ② 作成時期及び作成者

建設リサイクル法第18条に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したとき、対象建設工事の受注者が作成し発注者に対して報告を行う。

## 6) 通知書の作成 (様式4)

### ① 目的

建設リサイクル法第11条に基づき、建設廃棄物の適正な分別解体等を実施するために作成する。

### ② 作成時期及び作成者

対象建設工事の発注者は、工事に着手する前までに、分別解体等の計画等について都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市町村に届け出なければならない。

### ③ 提出方法

通知はメールで行い、本文に様式4「通知書」の内容を記載する。

発注者が建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用して通知書を作成する場合は、メール本文に別表(「様式1・イ」「様式2・ロ」)のPDFファイルをダウンロードするシステム画面へのリンク先を記載する。

発注者が建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用して通知書を作成できない場合は、別表のPDFファイルをメールに添付する。

## 7) 別紙の作成

### ① 目的

建設廃棄物の分別解体等については、発注者と受注者、受注者と下請業者との間等それぞれの段階で分別解体等の方法が明確にされ、かつそれに要する費用が適正に支払われなければならない。

このため、特定建設資材廃棄物の適正処理を目的として別紙を作成し、契約書に添付する。

### ② 作成時期及び作成者

#### a 起工時

工事の発注者は、特定建設資材廃棄物の分別解体等に係る①解体費用、②再資源化等費用、③解体方法、④施設名称・所在地を別紙に記載し、契約書に添付する。

#### b 変更契約時

特定建設資材廃棄物の分別解体等の内容に変更が生じた場合、工事の発注者は変更した内容に応じて別紙を作成する。

#### (4) リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

各機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整等を行う。

##### 1) 設計業務の実施時点

###### ① 概略、予備設計実施時点

リサイクル計画書を基に、リサイクルの基本方針について検討を行う。

###### ② 詳細、実施設計実施時点

- ・リサイクル計画書を基に、発生抑制、再利用及び再資源化をより一層徹底するための検討を行う。
- ・リサイクル率が目標値に達しない場合は、リサイクル阻害要因説明書を作成し、目標値の達成に向けた検討・調整を行う。
- ・再利用計画書を基に、建設副産物の再利用に関する検討を行う。
- ・建設発生土等の工事間流用が可能なものについては、公共工事土量調査等による情報共有や「利用調整ブロック会議」及び「推進部会」の開催により、他機関も含めた利用調整を図る。
- ・発生抑制、再利用の促進に資する工法の検討を行う。
- ・リサイクル材を利用した工法の検討を行う。

##### 2) 設計・積算の実施時点

- ・詳細、実施設計実施時に作成したリサイクル計画書で定めた基本方針に基づき、施工実施に見合ったリサイクル計画書の作成を行う。
- ・リサイクル計画書の内容を、設計・積算に反映させる。
- ・発生抑制、再利用の促進に資する工法の検討を行う。
- ・リサイクル材を利用した工法の検討を行う。
- ・再利用可能な建設発生土等については、自ら利用又は工事間利用による再利用を促進するため、公共工事土量調査等による情報共有や利用調整ブロック会議」及び「推進部会」において他の建設工事発注機関も含めた利用の調整を図る。

##### 3) 工事着手前

工事発注者は、建設リサイクル法第11条に基づき、対象建設工事について、工事着手前に通知書（様式4）を管轄機関に提出する。

##### 4) 工事施工段階

工事施工時のリサイクル率が、積算段階のリサイクル率と比較して10%以上下がった場合には、工事施工段階においてリサイクル阻害要因説明書を作成し、再度達成に向けた検討・調整を行う。

##### 5) 工事完了時点

建設資材の利用、建設副産物の発生の有無に関わらず、各機関は受注者から提出される再生資源利用〔促進〕実施書をチェックし取りまとめる。

##### 6) リサイクル実施状況の報告

各機関は、建設副産物実態調査などの際は建設副産物情報交換システムを利用しないで再生資源利用〔促進〕実施書を作成した工事の電子データを取りまとめるうえ、提出する。

（提出先：土木部建設企画課技術情報班）

なお、提出する様式関係は（表 3-7）のとおりである。

表 3-7 報告が必要な様式関係と対象工事

報告様式	報告対象工事
再生資源利用実施書	建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用しないで利用実施書を作成した工事。
再生資源利用促進実施書	建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用しないで利用促進実施書を作成した工事。

#### 7) 報告結果のとりまとめ

- ・ 各地方機関から報告された結果に基づき、「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム評価委員会（仮称）」において再生資源利用率、再資源化率等及びリサイクル阻害要因等について評価を行い、目標の達成度及び次年度以降の目標値の見直し等を行う。



|

別 添 及 び 様 式 等



## リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

業務成果として設計業務の受注者が作成し、報告書に添付する。

## 1. 事業（工事）概要

発注機関名		事業（工事）名	
事業（工事）施工場所		事業（工事）着手予定時期	
事業（工事）概要等			

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	使用の有無	再生材の利用について	備考
砕石	有・無		
アスファルト混合物	有・無		

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生の有無	現場内での再利用について	他工事での流用について	再資源化施設への搬入について
建設発生土	有・無			
コンクリート塊	有・無			
アスファルト・コンクリート塊	有・無			
木くず	有・無			
建設汚泥	有・無			
取り壊し建物	有・無			

リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

業務成果として設計業務の受注者が作成し、報告書に添付する。

1. 事業（工事）概要

発注機関名	土木部 建設企画課	事業（工事）名	〇〇〇〇事業
事業（工事）施工場所	長崎県 長崎市 尾上町 地内	事業（工事）着手予定時期	令和4年10月
事業（工事）概要等	道路工、法面保護工		

2. 建設資材利用計画

建設資材	使用の有無	再生材の利用について	備考
砕石	有・無	砕石については、すべて再生材を使用する。	基礎砕石に使用。
アスファルト混合物	有・無	舗装工には再生アスファルトを使用する。	舗装工に使用。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生の有無	現場内での再利用について	他工事での流用について	再資源化施設への搬入について
建設発生土	有・無	道路工の切土による発生土については、現場内で道路工の盛土及び擁壁裏の埋め戻しにすべて利用する。	発生土については自工区内ですべて利用するため、他工事での流用はない。	なし。
コンクリート塊	有・無	既設擁壁の取り壊しによって発生するコンクリート塊については、30cm以下に破碎して盛土材として利用する。	なし。	なし。
アスファルト・コンクリート塊	有・無	現場内での再利用は考慮していない。	なし。	道路舗装工の破碎によって発生するコンクリート・アスファルト塊については、すべて再資源化施設へ搬出し処理する。
木くず	有・無	工事現場の伐採によって発生する木くずについては、現場内でチップ処理を行い、法面吹付工の材料として利用する。	法面吹付工材料の余剰分については、隣接する工事の吹付材料として利用する。	なし。
建設汚泥	有・無	現場内での再利用は考慮していない。	なし。	現場で発生する建設汚泥については、すべて再資源化施設へ搬出する。
取り壊し建物	有・無			

## リサイクル計画書（詳細設計）

業務成果として設計業務の受注者が作成し、報告書に添付する。

## 1. 設計概要

発注機関名		委託名	
履行場所		工事着手予定時期	
設計概要等			

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内 利用可能量	③ 再生材 利用可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土 砂	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内 利用可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 再資源化率等 (⑦+⑧+⑨)/⑥×100	備考
建設発生土	第1種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
	第2種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
	第3種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
	第4種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
	泥土（浚渫土）	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
	合計	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設発生木材	m3	m3	m3	m3	—	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	—	%	
取り壊し建物	件	—	—	—	—	—	

※ 建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

①第1種建設発生土 … 砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土 … 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土 … 通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

④第4種建設発生土 … 粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

⑤泥土（浚渫土） … 浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

※ 建設発生木材の中には、伐開・除根材及び剪定材を含む。

※ 利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

## リサイクル計画書（積算段階）

業務成果として設計業務の受注者が作成し、報告書に添付する。

## 1. 設計概要

発注機関名		委託名	
履行場所		工事着手予定時期	
設計概要等			

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内 利用可能量	③ 再生材 利用可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土 砂	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内 利用可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 再資源化率等 (⑦+⑧+⑨)/⑥×100	備考
建設発生土	第1種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
	第2種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
	第3種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
	第4種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
	泥土（浚渫土）	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
	合計	地山m3	地山m3	地山m3	—	地山m3	%
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	—	%	
建設発生木材	m3	m3	m3	m3	—	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	—	%	
取り壊し建物	件	—	—	—	—	—	

※ 建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

①第1種建設発生土 … 砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土 … 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土 … 通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

④第4種建設発生土 … 粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

⑤泥土（浚渫土） … 浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

※ 建設発生木材の中には、伐開・除根材及び剪定材を含む。

※ 利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。





# 記入例

リサイクル阻害要因説明書 (当初・変更)

目標値に達しない場合に作成し、設計書に添付

別添4

発注機関名	〇〇振興局	工事名	〇〇〇〇工事
施工場所	〇〇市〇〇町〇〇地内	工期	
工事概要			

I. 建設資材利用計画・実績 (再生資源利用率)

[ ]内: 目標値、( )内: 達成値	土 砂	※ 砕 石	※ アスファルト混合物
再生資源利用率の目標値を達成できない理由	[ 〇〇% ] ( 〇〇% )	[ 〇〇% % ] ( 〇〇% % )	[ 〇〇% ] ( 〇〇% )
再生材の供給場所がない		○	○
再生材の規格が使用に適合しない	○		
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

II. 建設副産物搬出計画・実績 (「再資源化率」及び「再資源化・縮減率」)

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

[ ]内: 目標値、( )内: 達成値	建設発生土 (再資源化率)	コンクリート塊 (再資源化率)	アスファルト・コンクリート塊 (再資源化率)
目標値を達成できない理由	[ 〇〇% ] ( 〇〇% )	[ 〇〇% ] ( 〇〇% )	[ 〇〇% ] ( 〇〇% )
他に再利用できる現場がない	○		
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			○
有害物質が混入している		○	
再資源化施設がない			
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

[ ]内：目標値、( )内：達成値	建設汚泥 (再資源化・縮減率)	建設発生木材 (再資源化率)	建設発生木材 (再資源化・縮減率)
目標値を達成できない理由	[ 〇〇% ] ( 〇〇% )	[ 〇〇% ] ( 〇〇% )	[ 〇〇% ] ( 〇〇% )
他に再利用できる現場がない			○
再利用できる現場の要求する規格に適合しない	○		
有害物質が混入している			
再資源化施設がない		○	
その他（下の括弧内に記入）			

その他

( )

注1) 当初における「再生資源利用率」及び「再資源化率」、「再資源化・縮減率」の目標値は、「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム」において定める目標値とする。

注2) 当初における達成値は、リサイクル計画書（積算段階）＜別添3＞の⑤再生資源利用率、⑩再資源化率等（「再資源化率」及び「再資源化・縮減率」）と同値になることとする。

注3) 変更時における目標値は、積算時における達成値（「再生資源利用率」及び「再資源化率」、「再資源化・縮減率」）とする。

注4) それぞれの品目で再生資源利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に○印を付け、下の括弧内に具体的理由を記述する。

## 再 利 用 計 画 書

再利用先	機 関 名		搬出元	機 関 名	
	担 当 課			担 当 課	
	担 当 者 名			担 当 者 名	
	工 事 名			工 事 名	
	再利用場所所在			搬出場所所在	
再利用する建設副産物		判 断 根 拠	要領基準 ・ 保健所協議 ・ 技術情報室		
再 利 用 用 途			その他 ( )		
再利用資材の利用目的			有 (試験物質数 : ) ・ 無		
			再利用資材の利用方法		
再利用資材の形状 ・ 品質管理計画					

再 利 用 計 画 書

再利用先	機 関 名	〇〇振興局	搬出元	機 関 名	××振興局
	担 当 課	〇〇〇〇課		担 当 課	△△△△課
	担 当 者 名	〇〇 〇〇〇		担 当 者 名	〇〇 〇〇〇
	工 事 名	××地区 △△△△工事		工 事 名	△△△地区 〇〇〇〇工事
	再利用場所所在	〇〇市 △△町		搬出場所所在	×××郡 〇〇〇町 △△地内
再利用する建設副産物	建設汚泥	判 断 根 拠	要領基準 ・ 保健所協議 ・ 技術情報室		
再 利 用 用 途	盛土材		その他 ( )		
再利用資材の利用目的			溶 出 試 験 有 (試験物質数 : ) ・ 無		
<p>本工事で施工する堤防工事において盛土材が必要となるため、××郡〇〇〇町△△地内にて施工する△△△地区〇〇〇〇工事で発生する建設汚泥を盛土材として利用する。</p>		再利用資材の利用方法		<p>搬出元である、×××郡〇〇〇町△△地内の△△△地区〇〇〇〇工事において、発生する建設汚泥を脱水処理し、処理後に脱水ケーキを運搬して利用する。</p>	
<p>再利用資材の形状 ・ 品質管理計画</p>		<p>コーン指数400KN/m2以上の第3種処理土で、かつ建設副産物実施要領に定める「汚泥の再利用認定に係る金属等の基準」を満たすことを確認して使用する。</p> <p>なお、上記を満たさない場合には盛土材としての使用を行わない。</p>			
		<p>使用する副産物の形状・規格及び品質管理基準等について記載する。</p>			

他工区利用を行う場合、搬出元を記載する。

使用する副産物の形状・規格及び品質管理基準等について記載する。

様式1・イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー

ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版ー

1.工事概要

発注機関名	発注担当者チェック欄	
	担当者	
	TEL	

加盟団体名				記入年月日	令和	年	月	日
請負会社名				工事責任者				
建設業許可 または 解体工事業登録	TEL			調査票記入者				
会社所在地	FAX							

工事名				請負金額	(税込)		左記金額のうち 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	建築面積	㎡	階数(地上)	階		
工事施工場所 (地先等)	工事種類			工期(開始)	平成	年	月	日	(税込)	延床面積	㎡	階数(地下)	階
工事概要等	施工条件の内容			工期(終了)	平成	年	月	日	再資源化等が完了した年月日	構造	用途		
				平成	年	月	日	震災関連					

2.建設資材利用計画

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)					左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)							再生資源 利用率 (B)/(A)*100	
分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称	再生資材利用量(B)			
特定建設資材	コンクリート			(トン)						(トン)			
				(トン)						(トン)			
		合計			(トン)						(トン)		
	コンクリート及び鉄から成る建設資材				(トン)						(トン)		
					(トン)						(トン)		
		合計			(トン)						(トン)		
	木材				(トン)						(トン)		
					(トン)						(トン)		
		合計			(トン)						(トン)		
	アスファルト混合物				(トン)						(トン)		
				(トン)						(トン)			
合計				(トン)						(トン)			
その他建設資材	土砂			(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )			
				(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )			
		合計			(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )		
	砕石				(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )		
					(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )		
		合計			(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )		
	塩化ビニル管・継手				(kg)						(kg)		
					(kg)						(kg)		
		合計			(kg)						(kg)		
	石膏ボード				(トン)						(トン)		
				(トン)						(トン)			
合計				(トン)						(トン)			
その他の建設資材				(トン)						(トン)			
				(トン)						(トン)			
	合計			(トン)						(トン)			

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用			減量化		現場外搬出について							再生資源利用 促進率 (②×③×⑤) / ①(%)		
		用途	②利用量	うち現場内 改良分	減量法	③減量化量	搬出先名称	区分	施工条件 の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量		うち現場内改良分	⑤再生資源 利用促進量
特定 建設 資材 廃棄物	コンクリート塊	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)		
							搬出先2				km		(トン)	(トン)		(トン)
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材 が廃棄物となったもの)	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)			(トン)
							搬出先2				km		(トン)			(トン)
	アスファルト・ コンクリート塊	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)		(トン)
							搬出先2				km		(トン)	(トン)		(トン)
建設 廃棄物	その他がれき類	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)
							搬出先2				km		(トン)			(トン)
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)			(トン)
							搬出先2				km		(トン)			(トン)
	建設汚泥	(トン)		(トン)		(トン)	搬出先1				km		(トン)	(トン)		(トン)
							搬出先2				km		(トン)	(トン)		(トン)
	金属くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)
							搬出先2				km		(トン)			(トン)
	廃塩化ビニル管 +継手	(kg)					搬出先1				km		(kg)			(kg)
							搬出先2				km		(kg)			(kg)
	廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)
							搬出先2				km		(トン)			(トン)
	廃石膏ボード	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)
						搬出先2				km		(トン)			(トン)	
紙くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)	
						搬出先2				km		(トン)			(トン)	
アスベスト (飛散性)	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)	
						搬出先2				km		(トン)			(トン)	
その他の分別 された廃棄物	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)	
						搬出先2				km		(トン)			(トン)	
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(トン)	
						搬出先2				km		(トン)			(トン)	
建設 発生 土	第一種 建設発生土	(地山m3)		(地山m3)		(地山m3)	搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)
							搬出先2				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)
	第二種 建設発生土	(地山m3)		(地山m3)		(地山m3)	搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)
							搬出先2				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)
	第三種 建設発生土	(地山m3)		(地山m3)		(地山m3)	搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)
							搬出先2				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)
	第四種 建設発生土	(地山m3)		(地山m3)		(地山m3)	搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)
						搬出先2				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)	
深達土 以外の泥土	(地山m3)		(地山m3)		(地山m3)	搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)	
						搬出先2				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)	
深達土 (建設汚泥を除く)	(地山m3)		(地山m3)		(地山m3)	搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)	
						搬出先2				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)	
合計	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)								(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)	



様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用		減量化		現場外搬出について							再生資源利用促進率 (②×③×⑤) / ①(%)			
			用途	②利用量	うち現場内改良分	減量法	③減量化量	搬出先名称	区分	施工条件の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の種類		④現場外搬出量	うち現場内改良分	⑤再生資源利用促進量
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)			
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)		(トン)		
	アスファルト・コンクリート塊	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)		(トン)	
建設廃棄物	その他がれき類	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)		
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)		(トン)		
	建設汚泥	(トン)		(トン)		(トン)	搬出先1				km		(トン)	(トン)		(トン)	
	金属くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)		
	廃塩化ビニル管・継手	(kg)					搬出先1				km		(kg)		(kg)		
	廃プラスチック (塩化ビニル管・継手を除く)	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)		
	廃石膏ボード	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)		
	紙くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)		
	アスベスト (飛散性)	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)		
	その他の分別された廃棄物	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)		
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)		
	建設発生土	第一種建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)
		第二種建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)
第三種建設発生土		(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)	
第四種建設発生土		(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)	
深達土以外の泥土		(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)	
深達土 (建設汚泥を除く)		(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)	
合計		(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)								(地山m3)	(地山m3)		(地山m3)	

様式1 再生資源利用計画書(実施書) - 建設資材搬入工事に用 -

計画書または実施書に○をつける  
 1. 工事概要  
 1-1 間違いに注意(名称とコードの一致)

発注機関名	〇〇振興局	発注担当者チェック欄	申請者	長崎 太郎	請負会社名	株式会社 〇〇建設	建設業許可または 解体工事業者登録 番号	40XXXXXX	加入団体名コード*2	805010	記入年月日	R. 4年 10月 1日
発注機関コード*1	420000	担当者	長崎 太郎	TEL	095-000-0000	会社所在地	長崎県長崎市〇町〇〇	TEL FAX	095-000-XXXX 095-000-XXXX	調査票記入者	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇

表面

工事名	一般県道〇〇××線 道路改良工事(1工区)	工事種別コード*3	B-1	請負金額	千百十 億 千 百 十 万 万 万 円 1万円未満四捨五入	左記金額のうち特定建設資材廃棄物の処理費用	千百十 億 千 百 十 万 万 万 円 1万円未満四捨五入
工事施工場所	長崎 都道 長崎市 市区 〇〇町	住所コード*4	42201	工期	平成 20年 10月 1日 から 平成 21年 3月 15日 日まで	再資源化等が完了した年月日	平成 年 月 日

表面の建設廃棄物(建設発生を除く)の再資源化等に要した費用、及び再資源化の完了日を記入

建築面積	延床面積	階数	地上 階	地下 階
構造 (数字に○をつける)	1.鉄骨鉄筋コンクリート造 4.コンクリート造 5.木造	2.鉄筋コンクリート造 5.木造	3.鉄骨造 6.その他	
用途 (数字に○をつける)	1.居住専用 4.店舗 7.学校	2.居住産業併用 5.工場、作業所 8.病院診療所	3.事務所 6.倉庫 9.その他	

※解体工事については、建築面積を御記入いただくなくても結構です。

2.建設資材利用計画

注:コード\*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

分類	建設資材 (新材を含む)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入してください)				再生資材の供給元場所住所*	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B) (注1)	再生資源 利用率 B/A×100 %	
	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*7	施工案件 内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所*					
特定建設資材	コンクリート	1 21-8-20BB		15 トン	有限会社〇〇生コン	6	2	長崎県長崎市〇町〇〇	42201	3	2 トン	100.0 %	
		3 18-8-40BB		2 トン							2 トン	11.8 %	
	合計			17 トン									
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	1 PU300		43 トン							2 トン	0.0 %	
		1 PU300用蓋版		1 トン							1 トン	0.0 %	
	合計			44 トン							3 トン	0.0 %	
その他の建設資材	木材			トン							トン	%	
	アスファルト混合物	1 (20)	2	82 トン	株式会社〇〇合材〇〇工場	4	1	長崎県時津町〇〇	42308	1	82 トン	100.0 %	
		2 (20)	1	82 トン	株式会社〇〇合材〇〇工場	4	1	長崎県時津町〇〇	42308	2	82 トン	100.0 %	
	合計			164 トン							164 トン	100.0 %	
	土砂	1		1	50 締めm <sup>3</sup>	現場内利用	1	2	現場内利用	42201	1	50 締めm <sup>3</sup>	100.0 %
		2		4	100 締めm <sup>3</sup>	農道〇〇線拡張工事	2	2	長崎県長崎市〇町〇〇地内	42201	2	100 締めm <sup>3</sup>	100.0 %
合計			150 締めm <sup>3</sup>							150 締めm <sup>3</sup>	100.0 %		
砕石	1	RC-40	1	200 m <sup>3</sup>	株式会社〇〇砕石	4	1	長崎県長崎市〇町〇〇	42201	1	200 m <sup>3</sup>	100.0 %	
	2	RM-25	2	160 m <sup>3</sup>	株式会社〇〇砕石	4	2	長崎県長崎市〇町〇〇	42201	2	160 m <sup>3</sup>	100.0 %	
合計				360 m <sup>3</sup>						360 m <sup>3</sup>	100.0 %		
塩化ビニル管・継手				kg							kg	%	
石膏ボード				トン							トン	%	
その他の建設資材				トン							トン	%	
合計				トン							トン	%	

コード\*5  
 コンクリートについて  
 1.生コン(新材骨材) 2.再生生コン(Co再生骨材H)  
 3.再生生コン(Co再生骨材M) 4.再生生コン(Co再生骨材L)  
 5.再生生コン(その他のCo再生骨材)  
 6.再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)  
 7.無筋コンクリート二次製品 8.その他  
 コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
 1.有筋コンクリート二次製品 2.その他  
 木材について  
 1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード  
 アスファルト混合物について  
 1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン  
 3.細粒度アスコン 4.開粒度アスコン  
 5.改質アスコン 6.アスファルトモルタル  
 7.加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他  
 土砂について  
 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土  
 4.第四種建設発生土 5.遊土  
 6.土質改良土(土質改良プラントからの購入土) 7.建設汚泥処理土  
 8.再生コンクリート砂 9.山砂、山土などの新材(購入土、採取土)  
 砕石について  
 1.クラッシュヤラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石  
 5.くり石、割り石、自然石 6.その他  
 塩化ビニル管・継手について  
 1.硬質塩化ビニル管 2.その他  
 石膏ボードについて  
 1.石膏ボード 2.シーリング石膏ボード 3.強化石膏ボード  
 4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他  
 その他の建設資材について  
 (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード\*6  
 アスファルト混合物について  
 1.表層 2.基層  
 3.上層路盤 4.歩道  
 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)  
 土砂について  
 1.道路路床 2.路床 3.河川築堤  
 4.構造物等の裏込材、埋戻し 5.その他  
 5.宅地造成用 6.水面埋立用  
 7.ほ場整備(農地整備)  
 8.その他(具体的に記入)  
 砕石について  
 1.舗装の下層路盤材 2.舗装の上層路盤材  
 3.構造物の裏込材、基礎材  
 4.その他(具体的に記入)  
 塩化ビニル管・継手について  
 1.水道(配水)用 2.下水道用 3.ケブル用  
 4.農業用 5.設備用 6.その他  
 石膏ボードについて  
 1.壁 2.天井 3.その他  
 その他の建設資材について  
 (利用用途を具体的に記入)

コード\*7  
 再生資材の供給元について  
 1.現場内利用  
 2.他の工事現場(内陸)  
 3.他の工事現場(海面)  
 4.再資源化施設  
 (土砂再資源化施設含む)  
 5.ストックヤード  
 6.その他

コード\*8  
 施工案件について  
 1.再生材の利用の指示あり  
 2.再生材の利用の指示なし

コード\*9  
 コンクリートについて  
 1.生コン(新材骨材) 2.再生生コン(Co再生骨材H)  
 3.再生生コン(Co再生骨材M) 4.再生生コン(Co再生骨材L)  
 5.再生生コン(その他のCo再生骨材)  
 6.再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)  
 7.無筋コンクリート二次製品 8.その他  
 コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
 1.有筋コンクリート二次製品 2.その他  
 木材について  
 1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード  
 アスファルト混合物について  
 1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン  
 3.細粒度アスコン 4.開粒度アスコン  
 5.改質アスコン 6.アスファルトモルタル  
 7.加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他  
 土砂について  
 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土  
 4.第四種建設発生土 5.遊土  
 6.土質改良土(土質改良プラントからの購入土) 7.建設汚泥処理土  
 8.再生コンクリート砂 9.山砂、山土などの新材(購入土、採取土)  
 砕石について  
 1.クラッシュヤラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石  
 5.くり石、割り石、自然石 6.その他  
 塩化ビニル管・継手について  
 1.硬質塩化ビニル管 2.その他  
 石膏ボードについて  
 1.石膏ボード 2.シーリング石膏ボード 3.強化石膏ボード  
 4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他  
 その他の建設資材について  
 (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

注1:再生資材利用量について  
 アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入してください。

裏面にもご記入ください



様式 3

## 再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

\_\_\_\_\_ 様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)  
\_\_\_\_\_  
(郵便番号) \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり  
特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

### 記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 再資源化等が完了した年月日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

# 記入例

様式 3

## 再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

発注担当部局の  
長を記入する。  
〇〇局建設部長  
〇〇事務所長

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号) — 電話番号 —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり  
特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 再資源等が完了した年月日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

再資源化等が完了した日は、廃棄物処理法に基づき交付されたマニフェストが排出事業者に戻送された時点で支障ない。  
マニフェストのD票やE票は、資材又は原材料として利用することができる状態か、熱を得ることができる状態となるように破碎等の作業が完了した時点で返送される。

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	〇〇砕石工業	〇〇市 〇〇町 〇〇-〇〇
	工事間流用の場合は、契約書(別紙)の記入例と同じとする。	工事間流用の場合は、契約書(別紙)の記入例と同じとする。
		最終契約書(別紙)に記載した再資源化等に要する費用の合計を記入する。

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)
- 再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

様式4

件名：建設リサイクル法第11条通知書【通知者機関名(例：長崎県〇〇振興局、〇〇市)】

メール本文：

長崎県〇〇振興局〇〇課 御中 または 〇〇市建築指導課 御中

通知者名：

長崎県〇〇振興局〇〇部〇〇課

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、  
別表(様式1・イ、様式2・ロ)のとおり通知します。

(建設副産物情報交換システムを使用して作成する場合に記載)

(別表は以下のURLから確認してください。)

(例：<https://www3.recycle.jacic.or.jp/△△/×××××××.pdf>)

工事名：〇〇〇工事

工事場所：〇〇県〇〇市

工期(着工)：H00/00/00 (竣工)：H00/00/00

工事種類：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等( 〇〇 )

(送信者情報：記載内容は任意)

~~~~~

長崎県 土木部 建設企画課 〇〇班 〇〇

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL:000-000-0000

E-mail:000000@pref.nagasaki.lg.jp

~~~~~

添付ファイル：(建設副産物情報交換システムを使用して作成しない場合に添付)

ファイル形式はPDF。ファイル名は工事名。



# 様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用※11条通知記載例

1. 工事概要 表面に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

## 2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用 促進率 ②+③+⑤ ① (%)		
		現場内利用		減量化	搬出先名称		区分 どちらかに○を 付けて下さい。	施工条件の 内容 コード*12	搬出先場所	住所コード *4	運搬距離 km *13	搬出先 の種類 コード *14	受入地 の用途 コード *14	④現場外搬出量		⑤再生資源 利用促進量 (注2)	
		用途 コード *10	②利用量 うち現場内 改良分	減量法 コード *11	③減量化量	3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。								千			百
特定建設副産物	コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km			トン	トン	トン	%
	建設発生木材 (木材が廃棄物に なったもの)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km			トン	トン	トン	%
	アスファルト・ コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km			トン	トン	トン	%
	建設発生木材 (枕木材、股根材な ど)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km			トン	トン	トン	%
	建設汚泥	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km			トン	トン	トン	%
	建設混合廃棄物	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km			トン	トン	トン	%
	金属くず	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km			トン	トン	トン	%
	廃プラスチック	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km			トン	トン	トン	%
	紙くず	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km			トン	トン	トン	%
	フラスコ (飛散性)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km			トン	トン	トン	%
	その他の分別され た廃棄物	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km			トン	トン	トン	%
建設発生土	第一種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
	第二種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
	第三種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
	第四種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
	浚渫土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
	合計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km			地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%

搬出先名称や搬出先場所、搬出先の種類、受入地の用途は、11条通知では記入の必要はありません。

コード\*14(コード\*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)  
1.山砂利等採取跡地 2.処分場の覆土 3.排水等の水面埋立 4.谷地埋立 5.農地変入 6.その他



(別紙)記入例

廃材等の種類	解体工事に 要する費用	再資源化等に 要する費用	分別解体 等の方法	再資源化等をする施設の名称及び所在地	
				施設名	所在地
コンクリート	6,350,000	1,878,000	機械併用	〇〇砕石工業	〇〇郡〇〇町〇〇

解体費用(直接工事費)を記入し提出すること。

処理費と運搬費(直接工事費)の合計額を記入し提出すること。

人力・機械併用該当する方を記入すること

工事間流用の場合  
自工区流用(破砕機使用等)  
他工区流用(破砕機使用等)

工事間流用の場合  
工事場所を記入する。



< 参 考 >



事業の流れ	発注者	受注者	関係法令等	備考
概略・予備 ・基本設計 業務委託	<p>特記仕様書にリサイクル計画書</p> <p>検討・調整</p>	<p>別添1 リサイクル計画書の (注1)</p>	平成11年11月15日付 11技第181号にて通達。	
概要・実施 設計 業務委託	<p>特記仕様書にリサイクル計画書</p> <p>検討・調整</p>	<p>別添2・4・5 リサイクル計画書・リサイクル阻 害要因説明書・再利用計画書 の作成・修正 (注2・3・4)</p>	平成11年11月15日付 11技第181号にて通達。	
積算	<p>工事計画の立案</p> <p>リサイクル計画書の 見直しが必要か (注5)</p> <p>Yes 別添3 リサイクル計画書 の修正</p> <p>No リサイクル率が目標値に (注6)</p> <p>別添4 リサイクル阻害要因 説明書の作成(当初) (注3)</p> <p>設計書の作成</p> <p>共通仕様書に明示</p>		建設リサイクル法第6条 … 分別解体等及び再資源化に要する 費用の適正な負担について … 分別解体等及び建設資材廃棄物の 再資源化等の促進に努める	
発注 (契約)	<p>入札</p> <p>※該当工事について 作成。 契約書「別紙」の作成 (注7)</p> <p>契約</p> <p>※該当工事について 作成。 様式4 通知書の作成・提出 (注8)</p> <p>着工</p>		建設リサイクル法第13条 … 対象建設工事の請負契約に係る書 面の記載事項	
施工	<p>チェック</p> <p>工事施工時のリサイクル率 が積算段階のリサイクル率 と比較して-10%以内 (注10)</p> <p>No 別添4 リサイクル阻害要因説明 書の作成(変更)</p> <p>Yes</p>	<p>様式1, 2 施工計画書の作成 ・再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書 ・建設副産物処理委託 ・社内管理体制 ・建設副産物処理フロー図 (注9)</p>	建設リサイクル法第12条 … 対象建設工事の届出に係る事項の 説明等	
完了		<p>様式1, 2, 3 施工完了報告書の提出 ・再生資源化等報告書 ・再生資源利用実施書 ・再生資源利用促進実施書 ・マニフェスト ・処理フロー図</p>	建設リサイクル法第18条 … 発注者への再資源化等完了報告 の義務	
取りまとめ	<p>チェックおよび取りまとめ</p> <p>報告(地方機関)</p> <p>取りまとめ(本庁)</p>			

## 注 意 事 項

- (注1) リサイクル計画書(概略・予備・基本設計)については、当該工事における建設リサイクルに関する指針を定めることを目的とし、対象となる一連の工事の共通目標となる。
- (注2) リサイクル計画書(詳細・実施設計)については、当該工事において使用する新材・再生材量および建設副産物の再利用・搬出量について把握するものとし、リサイクル率の目標値を達成するよう努めるものとする。
- (注3) 各年度毎に定める、再生資源利用率、再資源化率の目標値を達成できない場合には、リサイクル阻害要因説明書にその理由を記入することとする。
- (注4) 当該工事において、現場で発生する建設副産物を自工区または他工区で再利用する場合には、再利用計画書に必要事項を記入のうえ提出するものとする。
- (注5) 設計段階前の工事立案時において、リサイクル計画書(詳細・実施設計)と当該工事の設計数量に差異が生じた場合(工区分けを行った場合など)には、各工事ごとにリサイクル計画書の見直し・修正を行うものとする。
- (注6) 目標値とは、アクションプログラムによって定めた年度毎の全体目標値のことをいう。
- (注7) 当該工事において建設副産物が発生する場合には、契約書に添付する「別紙」に廃棄物の種類、解体費用、再資源化費用、分別解体等の方法、処理施設等必要事項を記入のうえ提出すること。
- (注8) 建設リサイクル法第9条に該当する工事(①建築物の解体:80㎡以上、②建築物の新築・増築:500㎡以上、③建築物の修繕・模様替<リフォーム等>:1億円以上、④その他の工作物に関する工事<土木工事等>:500万円以上)である場合、工事の内容等必要事項を記入のうえ、工事に着手する前までに管内窓口へ提出すること。
- (注9) 建設リサイクル法第12条において、対象建設工事請負者は第10条第1項第1号から第5号に掲げる事項について説明を行う必要があるが、これを施工計画書の提出により行えるものとする。
- (注10) 積算段階のリサイクル率とは、アクションプログラムで定めているリサイクルの目標値ではなく、あくまで設計時に算出されたリサイクル率のことを指す。

# 建設副産物処理チェックリスト

※チェックの順序（下記のとおりチェックを行うものとする。）

- (1) □□ … 監督職員 → 主任監督員  
 (2) □□□□ … 監督職員 → 主任監督員 → (総括監督員) → 検査職員

～ 全体の流れ～ (1/2)

作業の流れ	チェック項目	監督職員	主任監督員	総括監督員	検査職員
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f4a460; width: fit-content; margin: 0 auto;">概略・予備</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #90ee90; margin-bottom: 10px;">リサイクル計画書の作成</div> <p>発注時                      (1)特記仕様書                      1) 特記仕様書に計画書の作成が明示されているか。 &lt;注1&gt;</p> <p>成果品提出時                      (2)リサイクル計画書 (別添1)                      1) 建設副産物の発生抑制・再利用・再資源化が検討されているか。 &lt;注2&gt;</p>	□	□		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f4a460; width: fit-content; margin: 0 auto;">詳細・実施</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #90ee90; margin-bottom: 10px;">リサイクル計画書 (詳細設計) ・リサイクル阻害要因説明書 ・再利用計画書の作成</div> <p>発注時                      (1)特記仕様書                      1) 特記仕様書に計画書等の作成が明示されているか。 &lt;注1&gt;</p> <p>成果品提出時                      (1)リサイクル計画書 (別添2)                      1) 建設副産物の発生抑制・再利用・再資源化が検討されているか。 &lt;注3&gt;                      (2)リサイクル阻害要因説明書(別添4)                      1) 目標を達成しているか &lt;注4&gt;                      (3)再利用計画書(別添5)                      1) 適切に再利用方法が検討されているか。 &lt;注5&gt;</p>	□	□		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f4a460; width: fit-content; margin: 0 auto;">積算</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #90ee90; margin-bottom: 10px;">リサイクル計画書の見直し・</div> <p>詳細・実施設計時に作成したリサイクル計画書の見直しが必要な場合に作成する。(別添3)                      1) 建設副産物の発生抑制・再利用・再資源化が検討されているか。 &lt;注6&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #90ee90; margin-bottom: 10px;">リサイクル阻害要因説明書の</div> <p>※計画書を見直し、かつリサイクル率が目標値に達しない場合に作成 (別添4)                      1) 目標値を達成できない理由が適切であるか。                      2) 再利用・再資源化の再検討ができないか。 &lt;注4&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #90ee90; margin-bottom: 10px;">設計書作成</div> <p>(1) 特記仕様書に建設副産物の処分場所に関する記載があるか。                      (2) リサイクル計画書の数量が反映されているか。                      (運搬費・処分費が計上されているか)</p>	□	□		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f4a460; width: fit-content; margin: 0 auto;">発注・契約</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #90ee90; margin-bottom: 10px;">契約書(別紙)の作成</div> <p>(1) 契約書に添付される「別紙」が適切に記載されているか。 &lt;注7&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #90ee90; margin-bottom: 10px;">通知書の作成・提出</div> <p>(1) 通知書を提出する必要があるか。(様式4)                      (2) 工事着工前までに提出したか。 &lt;注8&gt;</p>	□	□		

～ 全体の流れ～ (2/2)



## 注 意 事 項

- (注1) 設計委託の特記仕様書に、リサイクル計画書(概略・予備・基本設計または詳細・実施設計)の作成および提出を明示すること。
- (注2) リサイクル計画書(概略・予備基本設計)に、当該工事におけるリサイクルの基本方針が明記されているか、内容が適当であるか確認すること。
- (注3) リサイクル計画書(詳細・実施設計)において、当該工事で使用する新材・再生材量および建設副産物の再利用・搬出量が適切に計画されているか。また、リサイクル率が目標値を達成できるものであるか確認すること。
- (注4) アクションプログラムによって定めた年度毎の全体目標値上記目標値を達成できない場合、リサイクル阻害 要因説明書にその理由を記入しているか確認すること。
- (注5) 当該工事において、現場で発生する建設副産物を自工区または他工区で再利用する場合には、再利用計画書に必要事項を記入のうえ提出しているか確認すること。
- (注6) 設計段階前の工事立案時において、リサイクル計画書(詳細・実施設計)と当該工事の設計数量に差異が生じていないか。  
(工区分けを行った場合など)  
差異が生じる場合には、再度リサイクル計画書の見直し・修正を行うものとする。(この場合においても、(注3)と同様の事項について注意する。)
- (注7) 当該工事において建設副産物が発生する場合、契約書に添付する「別紙」に廃棄物の種類、解体費用、再資源化費用、分別解体等の方法、処理施設等必要事項を記入のうえ提出しているか確認すること。
- (注8) 建設リサイクル法第9条に該当する工事(①建築物の解体:80㎡以上、②建築物の新築・増築:500㎡以上、③建築物の修繕・模様替<リフォーム等>:1億円以上、④その他の工作物に関する工事<土木工事等>:500万円以上)である場合、工事の内容等必要事項を記入のうえ、工事に着手する前までに管内窓口へ提出しているか確認すること。
- (注9) 建設リサイクル法第12条において、対象建設工事請負者は第10条第1項第1号から第5号に掲げる事項について説明を行う必要があるが、これを施工計画書の提出により行えるものとする。
- (注10) 積算段階のリサイクル率とは、アクションプログラムで定めているリサイクルの目標値ではなく、あくまで設計時に算出されたリサイクル率のことを指す。  
積算段階のリサイクル率と比較して、施工段階のリサイクル率が-10%以上となっているか確認すること。-10%以上の場合には、リサイクル阻害要因説明書にその理由を記入しているか確認すること。



## 用語の説明

### 長崎県技術管理業務連絡協議会

公共工事の執行における提言や、設計積算及び研修等技術管理全般について円滑な推進を図るため、協議及び情報交換等を目的とする。

### 長崎県建設副産物対策推進分科会

建設工事の円滑な推進を図るため、建設副産物の情報の収集提供、利用・活用調整、その他必要な協議調整を行うことを目的とする。

### 長崎県建設副産物対策推進分科会推進部会

公共建設工事の実施に伴い、派生的に生ずる建設発生土や建設副産物の利用を促進し、公共建設工事の円滑な推進を図るために必要な協議、情報の収集提供、利用・活用調整等を行うことを目的とする。

### 長崎県建設副産物対策推進分科会利用調整ブロック会議

公共建設工事の円滑な推進を図るため、各振興局管内の建設副産物の情報の収集提供、利用調整その他必要な協議調整を行うことを目的とする。

### 長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム評価委員会（仮称）

アクションプログラムにおいて定められた、建設リサイクル推進に対する具体的施策の実施、目標の達成に関する評価・見直しを行うことを目的とする。

### 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）

（平成 3 年法律第 4 8 号、平成 1 2 年 6 月改正公布）

資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の排出の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の排出の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号、平成 1 2 年 5 月公布）

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）について、その分別解体等及び特定建設資材廃棄物（特定建設資材が廃棄物となったもの、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 建設リサイクル法条文の抜粋

### 第6条（発注者の責務）

発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。

### 第10条（対象建設工事の届出等）

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - 三 工事着手の時期及び工程の概要
  - 四 分別解体等の計画
  - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
  - 六 その他主務省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第2項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

### 第11条（国等に関する特例）

国の機関又は地方公共団体は、前条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

### 第12条（対象建設工事の届出に係る事項の説明等）

対象建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第10条第1項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 2 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、当該対象建設工事について第10条第1項の規定により届け出られた事項（同条第2項の規定による変更の届出があった場合には、その変更後のもの）を告げなければならない。

### 第13条（対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項）

対象建設工事の請負契約（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。次項において同じ。）の当事者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 2 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

### 第18条（発注者への報告等）

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

# 再生資源利用[促進]計画書・実施書の記入要領

## 1. 対象品目

対象品目は、利用する建設資材と、搬出する建設副産物（現場内利用含む）があり、具体的な品目は、下表のとおりです。

表 1 調査対象品目

利用する建設資材	搬出する建設副産物
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート</li> <li>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</li> <li>・木材</li> <li>・アスファルト混合物</li> <li>・土砂</li> <li>・砕石</li> <li>・塩化ビニル管・継手</li> <li>・石膏ボード</li> <li>・その他の建設資材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊</li> <li>・建設発生木材A (柱・ボードなどの木製資材が 廃棄物となったもの)</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊</li> <li>・その他がれき類</li> <li>・建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)</li> <li>・建設汚泥</li> <li>・金属くず</li> <li>・廃塩化ビニル管・継手</li> <li>・廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)</li> <li>・廃石膏ボード</li> <li>・紙くず</li> <li>・アスベスト (飛散性)</li> <li>・その他の分別された廃棄物</li> <li>・混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)</li> <li>・建設発生土</li> </ul>

## 2. 様式作成方法及び提出方法

次のシステムを使用し、作成してください。

### ①「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」

WEB上のシステムに直接入力し様式を作成します。(WEBを利用しますと、データがサーバに格納されるため、データを改めて提出する必要はありません。)

なお、COBRISを利用するには年度単位の利用契約(有料)が必要です。

#### 【COBRISに関する問い合わせ先】

一般財団法人 日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター

電話：03-3505-0410 FAX：03-3505-0520 E-mail：[recycle@jasic.or.jp](mailto:recycle@jasic.or.jp)

### ②「建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS)」

PCにシステムをインストールして使用します。システムに入力して様式と提出用データを作成します。電子データの提出が必要です。

※CREDASのバージョンはCREDASV17.2です。

(平成30年3月末までは国土交通省のホームページでダウンロードできます。)

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

### ③国土交通省のエクセル様式 (上記のシステムを使用できない場合に限る。)

国土交通省のCREDASと同じホームページで様式をダウンロードできます。

エクセルに入力して様式を作成します。電子データの提出が必要です。

### 3. 再生資源利用[促進]計画書・実施書の記入上の注意事項

①発生量などの数値は、発生・利用しているにも関わらず、四捨五入して「0.0」となる場合は、「0.1」と記入してください。

例：建設発生木材Aが「40kg」発生した場合：「0.04トン」⇒「0.1トン」

②重量換算について

土砂、砕石、塩化ビニル管・継手、建設発生土以外の品目の数量単位は重量（トン）で記入してください。

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入してください。

実態値がない場合には、換算表（表7）を参考にして記入してください。

③再生資材の供給元及び建設副産物の搬出先については、箇所毎に全ての内訳を記入してください。

ただし、建設副産物のうち「その他の分別された廃棄物」については、搬出先種類毎（売却、再資源化施設など）に1箇所として合算して記入してください。

④震災関連工事は、建設副産物発生量や、再資源化率などの建設リサイクル状況に大きな変化を与えているものと考えられ、その影響度合いを把握するため、震災関連工書の項目を追加しています。震災関連工書の定義は、次表のとおりです。

**表2 震災関連工事**

1. 震災が原因による解体・とりこわし工事	震災により建築物や構造物が崩壊したため、解体・とりこわしを行った工事（例：橋脚撤去工事、公民館解体工事など）
2. 震災が原因による復旧・建設工事	震災により建築物等が崩壊し、その復旧工事又は建設を行った工事（例：斜面復旧工事、道路新設工事など）
3. それ以外の工事	上記1、2以外の工事

※公共工事における震災関連工事は、次の費目に計上されたものをいいます。

河川等災害復旧費、道路災害復旧費、港湾災害復旧費、都市災害復旧事業費補助、河川等災害復旧事業費補助、港湾施設災害復旧事業費補助、河川等大規模災害関連事業費、河川等災害関連緊急事業費、河川等災害復旧関連事業費補助、河川等災害復旧助成事業費補助、災害関連緊急砂防等事業費補助、港湾施設災害関連事業費補助、後進地域特例適用団体等補助率差額

表3 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
コンクリート	生コンクリート	新材骨材を用いた生コンクリート
	コンクリート用再生骨材H、M、Lを用いた生コンクリート	コンクリート用再生骨材（H、M、L）を用いた生コンクリート
	再生生コンクリート（その他のCo再生骨材）	「コンクリート用再生骨材（H、M、L）」以外の再生骨材を用いた生コンクリート
	再生生コンクリート（Co再生骨材以外の再生材）	コンクリート再生骨材以外の再生材を用いた生コンクリート
	無筋コンクリート二次製品	コンクリートブロック、コンクリート製インターロッキングブロック、間知ブロック、テラゾブロックなど
	その他	軽量コンクリート、特殊コンクリート
建及コ設びン資鉄ク材カリ成ト	有筋コンクリート二次製品	P C版、コンクリート平板・U字溝等二次製品など
	その他	有筋コンクリート二次製品以外の有筋コンクリート
木材	木材（ボード類除く）	角材、集成材（ボード除く）、植生基盤材など（植裁用の樹木は除く）。
	木質ボード	板材、パーティクルボード、合板、集成材（ボード）、繊維板など。
アスファルト混合物	粗粒度アスファルト混合物	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した粗粒度アスファルト・コンクリート
	密粒度アスファルト混合物	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した密粒度アスファルト・コンクリート
	細粒度アスファルト混合物	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した細粒度アスファルト・コンクリート
	開粒度アスファルト混合物	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した開粒度アスファルト・コンクリート
	改質アスファルト混合物	通常のアスファルト混合物に改質材の添加や改質操作を行ったアスファルト・コンクリート
	アスファルト・モルタル	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合したアスファルト・モルタル
	加熱アスファルト安定処理混合物	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合したアスファルト安定処理混合物
	その他	上記以外のアスファルト混合物

表4 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
土砂	建設発生土 (第1種～第4種 建設発生土、浚渫土 以外の泥土)	工事等で発生した土砂のことで、建設資材として再利用が可能なもの。土質区分については、表8参照。
	泥土	浚渫土以外の泥土
	浚渫土	港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの
	土質改良土 (土質改良プラント からの購入土)  (第1種～第4種 改良土)	工事等で発生した低品質の建設発生土を再利用するために、土質改良プラントにて石灰やセメント等を添加して含水比を低下させたり、粒度調整をしたりして、ある一定基準を満たす品質に高められた建設発生土(第1種改良土～第4種改良土)。ただし、含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されない。
	建設汚泥処理土	建設汚泥に焼成、脱水、乾燥またはセメント・石灰等による安定処理等を行い、その性状を改良したもの
	再生コンクリート砂	コンクリート塊から製造した砂
	山砂、山土などの新材 (採取土、購入土)	土砂採取場で採取された山砂、山土で埋め戻し、盛土等、土砂搬入工事に使用するために購入された土砂
砕石	クラッシャーラン	岩石等を破砕した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要に応じて補足材料を加えて混合した路盤材料(再生クラッシャーラン)
	粒度調整砕石	一定範囲の粒度となるよう調整した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要に応じて補足材料を加えたものを適当な割合で混合して粒度調整した路盤材(再生粒度調整砕石)
	鉦さい	高炉スラグ、転炉スラグ、電気炉スラグ
	単粒度砕石	均一の粒度となるよう調整した砕石
	ぐり石、割ぐり石	玉石大に割った石。原石を破砕した石
	その他	上記以外の砕石
ル塩化 ・継 手ビ ニ	硬質塩化ビニル管	可塑剤が入っていない硬質塩化ビニル管
	その他	硬質塩化ビニル管以外の塩化ビニル・継手
石膏 ボ ー ド	石膏ボード	石膏を芯として、その両面及び長さ方向の側面をボード用原紙で被覆した標準的なもの
	シーリング石膏ボード	両面のボード用原紙及び芯の石膏に防水処理を施したもの
	強化石膏ボード	芯に無機質繊維などを混入したもの
	化粧石膏ボード	石膏ボードの表面を化粧加工したもの
	石膏ラスボード	石膏ボードの表面に長方形のくぼみを付けたもの
	その他	上記以外の石膏ボード

表5 建設副産物搬出〔調査対象品目〕

	調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)	定義
建設 廃 棄 物	コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック
	アスファルト・コンクリート塊	アスファルトコンクリートの破片
	その他がれき類	レンガや瓦、がれき類の微粉末
	建設発生木材A (柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	木製資材(角材、合板、パーティクルボード、集成材、繊維板等)が廃棄物となったもの ※伐木材、除根材、剪定枝、除草等は含まない。
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	伐木材、除根材等 ただし、剪定枝、除草等は含まない
	建設汚泥	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち、標準ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの(コーン指数がおおむね200kN/m<sup>2</sup>(2kgf/cm<sup>2</sup>)以下 または一軸圧縮強さが50kN/m<sup>2</sup>(0.5kgf/cm<sup>2</sup>)以下)</li> <li>廃ベントナイト泥水</li> <li>リバーシ工法等に伴う廃泥水</li> </ul> 出典:「建設廃棄物処理ガイドライン」 (株)ぎょうせい(1990.6.20発行) 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」 (H2厚生省衛産37号)
	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず等
	廃塩化ビニル管・継手	塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	フィルム、発泡スチロール等の包装資材等 ※廃塩化ビニル管・継手は、廃塩化ビニル管・継手の欄に記入してください。
	廃石膏ボード	石膏ボードが廃棄物となったもの
	紙くず	工事現場で使用した紙類、ダンボール類
	アスベスト(飛散性)	吹付けアスベスト除去物(飛散性アスベスト)
	その他分別された廃棄物	上記以外の廃棄物で現場分別し、排出されたもの
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	上記の建設廃棄物が混合状態となったもの	
建設 発 生 土	表8 参照  第1種建設発生土 ┆ ┆ 浚渫土(建設汚泥を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土</li> </ul>

注1) 上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断してください。  
但し、「混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なすこととします。

注2) 分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入してください。

表6 土質区分

区 分	細区分	コーン 指数 qc kN/m <sup>2</sup>	土質材料の工学的分類		備 考		セツ入上 の 区分
			大分類	土 質	含水比 (地山) Wn (%)	掘削 方法	
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずる物)	第1種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {GS}	—	・排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等 により含 水比が増 加すると 予想され る場合は、 1ランク 下の区分 とする。	第1種 建設 発生土
			砂質土	砂 {S} 礫質土 {SG}			
	第1種 改良土		人工材料	改良土 {I}			
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずる物)	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	・水中掘削 等による 場合は、2 ランクラ ンク下の 区分とす る。	第2種 建設 発生土
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}			
	第2種 改良土		人工材料	改良土 {I}			
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保 される粘性土及び これに準ずる物)	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		第3種 建設 発生土
	第3b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40%程度 以下		
			火山灰質 粘性土	火山灰質 粘性土 {V}	—		
	第3種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準 ずる物〔第3種建設 発生土を除く〕)	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		第4種 建設 発生土
	第4b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40～ 80%程度		
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
			有機質土	有機質土 {O}	40～ 80%程度		
	第4種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
泥 土	泥土a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		泥土 (浚渫 工事に 伴う泥 土は浚 渫土)
	泥土b		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	80% 程度以上		
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
			有機質土	有機質土 {O}	80% 程度以上		
	泥土c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—		

出典：「発生土利用基準について」（平成18年8月10日 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

<重量換算について>

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入してください。

実態値がない場合には、換算表（表7）を参考にして記入してください。

表7 〈参考〉重量換算係数（ $\text{t}/\text{m}^3$ ）

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省) ※注2
	建廃ガイドライン値※注1	参考値	参考値	
建設汚泥	1.2～1.6	1.4	1.4	1.10
コンクリート塊	(建設廃材 1.6～1.8)	1.8	2.35 (無筋)	1.48
アスファルト ・コンクリート塊		1.8	2.35	
建設発生木材	0.4～0.7	0.5		0.55
建設混合廃棄物			0.24～ 0.30 ※注3	0.26
砕石	—	—	2.0 ※注4	—
廃プラスチック	—	—	1.1	0.35
廃塩化ビニル管・ 継手	—	200 ※注5 ( $\text{kg}/\text{m}^3$ ) (管・パイプ)		
廃石膏ボード	—	0.65 ～0.8 ※注6		
紙くず	—	—	0.5	0.30
アスベスト	—	—	0.9	0.30

注1) 建廃ガイドライン値：『「建設廃棄物処理ガイドライン」厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値。

注2) 産業廃棄物(環境省)：『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』（環産廃発第061227006号）の別添2に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要です。

注3) 建設混合廃棄物は（社）建設業協会及び（社）全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果によります。

注4) 盛土状態での換算値。『「道路橋示方書・同解説」（社）日本道路協会』等による値。

注5) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注6) （社）石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

表8 搬出先の種類の定義

建設発生土の場合	
コード	具体的説明
1. 売却	搬出工事の請負会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
2. 他の工事現場 (内陸)	内陸の建設発生土を必要とする工事（公共、民間は問わない）への搬出（売却は除く） 例：埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等
3. 他の工事現場 (海面)	海面埋立工事、海岸・海浜事業等
4. 土質改良プラント (再利用先工事が決定)	土質改良プラントへの搬出で、再利用される工事の予定がある場合
5. 土質改良プラント (再利用先工事が未決定)	土質改良プラントへの搬出で、再利用される工事が未決定の場合
6. スtockヤード (再利用先工事が決定)	建設発生土の一時保管場所（仮置き場）、中継施設、積換施設への搬出で、再利用される工事の予定がある場合
7. スtockヤード (再利用先工事が未決定)	建設発生土の一時保管場所（仮置き場）、中継施設、積換施設への搬出で、再利用される工事が未決定の場合
8. 工事予定地	次年度以降に工事計画等の予定地（仮置き場）へ搬出した場合
9. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業	砕石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧（埋め戻し）するために搬出した場合
10. 廃棄物最終処分場 (覆土としての受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合
11. 廃棄物最終処分場 (覆土以外の受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場（覆土以外）へ搬出した場合
12. 建設発生土受入地 (公共事業の土捨場)	公共事業で確保した建設発生土受入地（土捨場）へ搬出した場合
13. 建設発生土受入地 (農地受入)	個人農家の農地を嵩上げする目的などで、搬出した場合
14. 建設発生土受入地 (民間土捨場・残土処分場)	民間の建設発生土受入地（土捨場・残土処分場）へ搬出した場合

※「7、11、12、14」へ搬出した場合は工事間で有効利用したとみなされません。

※基本単価一覧表の残土処分地一覧表に掲載されていても「14」以外に該当する場合があります。

○搬出先選択例

- ・港湾の埋立工事を目的としている処分場は残土処分地一覧表に掲載されていても「3」に該当します。
- ・トンネル掘削やダム建設時などに土捨て場として確保した用地へ搬出する場合は「12」に該当します。
- ・再利用を予定している将来の工事のために土砂をストックヤードに仮置きする場合は「6」に該当します。ただし、再利用される工事の予定が明確に説明できない場合は「7」に該当します。

「6」の例：トンネル掘削の土砂を将来トンネルに接続する路体盛土工事のために仮置きする場合。

「7」の例：トンネル掘削の土砂を利用用途は決まっていないが将来の道路工事のために仮置きする場合。

表9 搬出先の種類の定義

建設廃棄物の場合																									
コード	定義																								
1. 売却	搬出工事の請負会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）																								
2. 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、建設廃棄物を必要とする工事（公共、民間は問わない）へ搬出（売却は除く）																								
3. 広域認定制度による処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合																								
4. 中間処理施設（再資源化施設：合材プラント）	アスファルト・コンクリート塊を破砕処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラント																								
5. 中間処理施設（再資源化処理：合材プラント以外）	建設廃棄物の破砕、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>施設の種類の種類</th> <th>主な再生材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊</td> <td>建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）</td> <td>再生砕石</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>チップ化施設、選別施設処理施設</td> <td>木材チップ</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）</td> <td>流動化処理土改良建設汚泥</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、溶融固化等）</td> <td>ペレット、再生油、固形燃料</td> </tr> <tr> <td>廃塩化ビニル管・継手</td> <td>廃塩化ビニル管・継手処理施設</td> <td>塩化ビニル管</td> </tr> <tr> <td>廃石膏ボード</td> <td>廃石膏ボード処理施設</td> <td>石膏ボード</td> </tr> <tr> <td>混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）</td> <td>選別施設</td> <td>土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品</td> </tr> </tbody> </table>	建設廃棄物の種類	施設の種類の種類	主な再生材	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）	再生砕石	建設発生木材	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ	建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土改良建設汚泥	廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、溶融固化等）	ペレット、再生油、固形燃料	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管	廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品
建設廃棄物の種類	施設の種類の種類	主な再生材																							
アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）	再生砕石																							
建設発生木材	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ																							
建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土改良建設汚泥																							
廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、溶融固化等）	ペレット、再生油、固形燃料																							
廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管																							
廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード																							
混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品																							
6. 中間処理施設（サーマルリサイクル）	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリサイクル）する中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場</td> </tr> </tbody> </table>	建設発生木材	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場																						
建設発生木材	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場																								
7. 中間処理施設（単純焼却）	建設発生木材又は建設混合廃棄物で、再生利用（熱回収を含む）を行わず、単純焼却、減容化のみ行う中間処理施設への搬出で、以下のもの。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設</td> </tr> </tbody> </table>	建設発生木材	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設	建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設																				
建設発生木材	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設																								
建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設																								
8. 廃棄物最終処分場（海面処分場）	（廃棄物処理法で規定された）海面型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出																								
9. 廃棄物最終処分場（内陸処分場）	（廃棄物処理法で規定された）内陸型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出																								
10. その他の処分	その他の再利用に供しない施設等への搬出（最終処分場扱い） 選択した場合は、確認の連絡をする場合があります。																								

※特定建設資材廃棄物を「8、9、10」に搬出し、最終処分することは建設リサイクル法違反になる可能性があります。

※維持管理により発生する伐木材や草などは一般廃棄物なので計画書や実施書には記載しません。